平成２７年（フ）第３５５号
盛岡市山王町３番29号　グリーンハイツ106号
債務者　森田　慶子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５８号
宮城県石巻市小船越字崎山54番地、前住所仙台市泉区泉ケ丘２丁目13番29号　アップヒルズ泉ヶ丘102
債務者　梶田　正博
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
山形県鶴岡市大西町30番48号ハイツ大西102号室、前住所栃木県栃木市大平町蔵井2016番地10
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第３０２号
群馬県前橋市日吉町３丁目31番地21
債務者　川合　達也
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
新潟県上越市大字夷浜379番地
債務者　小林　栄太
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２５８号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代31番地１　レオパレスｍａｎｏｎ204号
債務者　関口　隆治
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２４号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅136号
債務者　柏木　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３３８号
愛知県一宮市開明字郷中２番地　レオパレス21それいゆ102号
債務者　光嵜　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６８号
岡山県津山市河辺1858番地６、住民票上の住所岡山県津山市押入1199番地
債務者　佐藤博愛こと　ベン　ハクエ
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７９号
岡山県津山市高野山西78番地３
債務者　厨子　徳恵（旧姓藤本・西山）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２７１号
香川県高松市木太町803番地１　市住２－305
債務者　山口比登美（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７５号
香川県高松市林町1456番地２　ループサイド103
債務者　長谷川祐加（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７８号
香川県高松市木太町3381番地３
債務者　森安　昭彦
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６６２号
福岡県筑紫野市大字萩原523番地１の１
債務者　内藤　大樹
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７０８号
福岡市早良区星の原団地52番403号
債務者　梶原　麻衣
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７１２号
福岡市博多区住吉５丁目７番18号
債務者　蒲池みゆき
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７１３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈320番地１　メルパーク香華Ⅱ　204号
債務者　平島　　正
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部